

社会教育関係団体の登録制度について

この制度は、中央区における社会教育関係団体の活動を支援するとともに、地域に開かれた学習活動を促進し、生涯学習の推進を図ることを目的としています。

1. 登録した場合の特典

- 1 社会教育会館の予約が一般団体より早くできる（※1）ほか、使用料を減額できます（※2）。
- 2 区が開催する作品展やサークル発表会への参加ができます。（希望団体のみ）
- 3 ホームページやサークルガイドブックの掲載、社会教育会館内のチラシの掲示等で団体の紹介ができます。（希望団体のみ）
- 4 社会教育会館を活動場所とするときは、空きがある場合、会館のロッカーを利用できます。（希望団体のみ）
- 5 年に1度、講師を団体へ派遣できます。（※3）

※1：一般団体は利用日の1カ月前の2日（1月は5日）から予約できるのに対し、登録団体は利用日の1カ月前の1日（1月は4日）から抽選会に参加していただき予約が行えます。屋内体育施設は利用日の2カ月前の1日から15日までに電子計算組織による公共施設予約システムで申込みができ、インターネット抽選で予約いただけます。（屋内体育施設の抽選申込みは築地社会教育会館窓口でも行えます。）

※2：洋室や和室などの集会施設は7割減額。体育施設は減額がありません。ホール使用については利用希望の各館へお問合せください。

※3：ただし、区の予算の範囲内。詳しくは別紙「社会教育関係団体への講師派遣について」を参照下さい。

2. 登録団体の基準

- 1 公の機関から具体的な発言指導又は干渉を受けることなくその構成、人事、活動、会計等について団体の構成員（以下「構成員」という。）自らが行う団体であること。
- 2 継続的かつ計画的に地域に開かれた社会教育に関する学習活動を行うことを主たる目的とし、事業の成果が期待できること。ただし、次の行為を行わない団体であること。
 - イ 営利を目的とした事業又はそれに類した行為
 - ロ 特定の政党の利害に関する活動又は公の選挙における候補者を支持し、若しくはこれに反対する等の政治活動
 - ハ 特定の宗教（教派、宗派、教団等）に関する活動
 - ニ イからハに掲げるもののほか、中央区教育委員会（以下「教育委員会」という。）が団体として不適当と認める行為
- 3 団体の組織及び運営に関し、次の要件を備えていること。
 - イ 団体としての運営の規約を有すること。
 - ロ 団体の代表者が区内に居住し、又は在勤していること。
 - ハ 団体の日常の活動人員が5名以上であること。
 - ニ 団体の構成員の7割以上が区内に居住し、又は在勤していること。
 - ホ 活動に起因する対価により収益を得ることを目的とした構成員が含まれないこと。
 - ヘ 18歳未満の者又は高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部、高等専門学校若しくは専修学校に通う18歳の者が団体の活動に参加する際は、当該者の保護者が当該者の団体登録等について承諾していること。
 - ト 15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者のみによって組織されている団体については、原則として、団体の活動の指導又は監督にあたる20歳以上の者が団体の代表者になっていること。
 - チ 主な活動費に構成員からの会費等を充てていること。

※ 上記の基準から、講師が代表者である団体、講師個人の教室のような団体、会社の研修を目的とするような団体等は認められません。

3. 登録の申請方法

社会教育関係団体の登録を行うには、下記に記載のある1から7までの書類を提出してください。（1～5までの書類は2部提出してください）

- 1 社会教育関係団体登録申請書

別紙「社会教育関係団体登録申請書 記入時の注意事項」を参照に記入してください。

2 活動計画書

参考となる書式がありますので、それに準ずるものを提出してください。

3 団体規約（会則）

団体規約（会則）は、団体活動の基本となるものです。整備されていない団体は別添の参考書式に基づいて作成してください。

4 会員名簿・会員構成等

会員名簿には、会員（構成員）の全員を記載してください。役職名（会長・副会長・会計・書記等）、氏名、住所、電話、勤務先名称、勤務先所在地、勤務先電話を記入してください。その他会員構成、男女構成の内訳状況と、団体が連合体の場合は、傘下団体数を記入してください。（名簿を規定の様式以外で提出する際も、その他会員構成欄等の漏れに注意してください。）

5 社会教育関係登録団体アンケート

登録団体を紹介するサークルガイドブックと区のホームページの掲載希望やロッカー利用の希望などの意向調査になります。

6 公共施設予約システム 利用者ID・パスワードの設定

ご自宅のパソコンや携帯電話、利用者端末（区役所）からインターネットなどを通じて、社会教育会館の抽選後の空き施設について仮予約ができるようになりますので、利用者ID・パスワードを設定してください。

7 登録証引取希望アンケート

登録証の引取場所の希望やサークル発表会、利用者懇談会の参加希望先を記載していただきます。

上記1から7のほか、教育委員会が審査を行ううえで必要と認める場合は予算書、決算書等をご用意いただく場合があります。

4. 登録の承認（登録証の交付）

審査の結果、登録を承認した団体に登録証を交付します。（上記3の7で希望した引取場所で受け取ってください。）

5. 登録の有効期限

登録の有効期限は、2021年4月30日です。その後登録を更新する場合の有効期間は、3年になります。

6. その他

- 1 登録後、団体の規約・代表者・活動内容・構成員等申請内容に変更があった場合は、その都度届け出てください。また、活動を停止したときは、必ず届け出てください。
- 2 登録証は社会教育会館の利用申請書提出時、抽選会参加時、窓口予約時、社会教育会館の使用料の支払い時（ただし、抽選会で予約したものを除く）に提示してください。
- 3 部屋のまた貸しは禁止されています。
- 4 使用料は7日以内（1日の抽選会予約分については20日以内）にお支払いください。なお、支払い後は返金いたしません。
- 5 館ごとに予約コマ数の制限があります。※詳しくは各館へお問合せください。

7. 登録申請の受付場所および問合せ先

登録申請は、下記の4か所で受付けていますが、なるべく普段使用する社会教育会館で手続きをお願いします。

・築地社会教育会館	所在地 築地4-15-1	電話 (3542) 4801
・日本橋社会教育会館	所在地 日本橋人形町1-1-17	電話 (3669) 2102
・月島社会教育会館	所在地 月島4-1-1	電話 (3531) 6367
・区役所6階 文化・生涯学習課生涯学習係	所在地 築地1-1-1	電話 (3546) 5524~6

※ 収集した個人情報について、個人情報の漏えい・流出・不正利用がないよう適切な管理を行い、社会教育会館の指定管理者に社会教育関係団体の登録審査、非常時の緊急連絡、社会教育会館の管理・運営上に必要な範囲で提供し、その他には使用いたしません。